

琴浦町における申請書等の署名・押印見直し方針

令和7年6月

行政手続における住民負担の軽減及びデジタル化推進のため、町における各種書類手続の署名及び押印の廃止の方針を次のとおりとします。

署名：自己の氏名を手書き(自署)すること。

記名：自己の氏名を手書き(自署)するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと。

1 町が受ける書類（町民の方、事業者の方が作成する書類）

町が提出を受ける書類（申請、届出等）については、原則、押印を省略できることとし、記名をもって署名に代えることができることとします。

ただし、以下の場合は引き続き押印または署名を要します。

- (1) 法令、条例で押印が求められている場合
- (2) 規則等で押印することとなっており、印鑑登録証との照合を必要とする場合
- (3) 委任状や同意書、誓約書など

2 町が発する書類（町が作成する書類）

町が相手方に発する書類については、原則、押印を省略することとし、印影の印刷や電子公印により施行しているものは従前どおりの取扱いとします。

ただし、以下の場合は押印を省略しません。

- (1) 法令、条例で押印が求められている場合
- (2) 相手方から公印の押印を求められた場合
- (3) 許可証等、申請時の証拠書類として利用させることが想定される場合

	署名・押印を省略できるものの例	引き続き押印（・署名）を必要とするものの例
町が受ける書類（町民の方、事業者の方が作成する書類）	<ul style="list-style-type: none">・補助金等に係る手続書類・その他行政手続書類で上記1の(1)～(3)に該当しないもの・見積書・請求書※・領収書 など ○署名、押印がある文書も従来どおり受	<ul style="list-style-type: none">・請書・入札書・委任状・同意書・誓約書 など

	け付けます。	
町が発する書類(町が作成する書類)	同上 ○発信者の下に「公印省略」を明記します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書 ・ 証明書、身分証明書 ・ 協定書、覚書 ・ 許可証 ・ 公告 ・ 納入通知書 ・ 公印刷込書面、電子公印書面 ・ 表彰状 ・ 訴訟関係書類 など

※請求書については、原則押印省略としますが、書面への責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載を求めることとします。また、担当課（室・局）の代表アドレス宛に送付してください。

3 町への提出方法

押印を省略した書類については、電子メールに添付し提出することができます。

この場合、添付するファイルはPDF ファイルとし、請求書については、担当課（室・局）の代表アドレス宛に送付してください。

なお、上記1の（1）～（3）に該当するものは対象外です。

4 例規整備

別途、特例規則を定め、規則その他の規程により押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、提出者の押印を省略することができることとします。